○農林水産省告示第千九百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成六年六月一日農林水産省告示第九百号（一に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年八月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十二年二月十六日農林水産省告示第二百四十七号

二　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年八月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

海道沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第千二百九十七号で指定した同号三〇に掲げる土地の区域を除く。）

長野県北安曇郡白馬村大字神城

字文弥裏　一七一九三番口　一号

字海道沢　一七一八四番一　二号

一七一八一番　三号

字日向畑　一六九九六番　四号

字三夜脇　一四九一二番一一　五号

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

福沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県須坂市大字亀倉

字坪加　八八〇番

長野県須坂市大字仁礼

字福沢　一六三一番

一六五六番から一六六二番まで

一六六七番

一六六八番一及び一六六八番口

一六七二番から一六八四番まで

一六八五番一及び一六八五番二

一六九二番から一六九七番まで

一六九八番一及び一六九八番二

一七〇〇番から一七〇九番まで

一七一六番一及び一七一六番二

一七一七番から一七二五番まで

一七二六番イ及び一七二六番ロ

一七二七番一及び一七二七番二

一七二八番一

一七二九番から一七三一番まで

一七三五番

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ウドツ沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上田市大字上塩尻

字北側　一六番　一号

一二番一　十号から十三号まで

字屋敷裏　一二九七番一　二号

一二九八番ロ　五号

字塩会　一二九六番　三号及び四号

字原　一三九八番四　六号

字ウトツ沢　一三九九番一　七号

字寺裏　一二九三番　八号及び九号

四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

居久保沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

長野県南佐久郡小海町大字豊里

字穴沢　三七二番九

字犬の久保　四六三番三

字居久保　四八九八番一及び四八九番二

四九〇番二

四九一番一から四九一番三まで

四九二番及び四九三番

四九四番一及び四九四番二

四九五番一から四九五番六まで

四九六番一から四九六番三まで

四九七番及び四九八番

四九九番一から四九九番八まで

五〇〇番一から五〇〇番八まで

五〇一番一から五〇一番四まで

五〇二番一及び五〇二番二

五〇三番

五〇四番一から五〇四番三まで

五〇五番一から五〇五番七まで

五〇六番

五〇七番一

五〇七番三から五〇七番五まで

五〇七番七及び五〇七番八

五〇七番一七及び五〇七番一八

五〇七番二一及び五〇七番二二

五〇八番一から五〇八番八まで

五〇九番一から五〇九番四まで

五一〇番一及び五一〇番二

五一一番一及び五一一番二

五一二番及び五一三番

五五八三番二から五五八三番五まで

字藏平

五　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

唐沢川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第千五百八十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

長野県駒ヶ根市

東伊那　五二一番一　一号

八二一〇番三　二号

八二一〇番二　三号から五号まで

八二一〇番二五　六号

八二一〇番三九　七号

中沢　九四七四番二六　八号

九四七四番二　九号

一二七五五番八　十号

一二七五五番一　十一号

一二七五四番一一　十二号

○国土交通省告示第九百十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年八月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　役員の氏名の変更

変更前	斎藤　博明、多田　敏男、近藤　敦、小畑　文彦、金井　孝二、平賀大二郎、福岡　広信、原口　健、丹羽厚太郎
変更後	斎藤　博明、多田　敏男、近藤　敦、小畑　文彦、金井　孝二、福原　克泰、長島　典男、猪野　敏男、近藤　樹、阿部　茂雄、平賀大二郎、福岡　広信、原口　健、丹羽厚太郎

二　変更する年月日　平成二十七年六月二十四日